

財務省告示第百九十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十七年四月二十八日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十七年五月十日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第七十 六回）
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 成十三年度法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法 日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け
五	発行額 額面金額 二百五十億円
六	払込金額 額面金額 二百九十九億九千二百五十万円
七	最低額面金額 五万円
八	振替単位 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 平成十七年四月二十八日
十	発行価格 額面金額 百円につき九十九円九 角七分
十一	利率 年一・九パーセント
十二	経過利率 日本郵政公社総裁は、払込金額 の加え、次の算式により算出し

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{39}{365}}$$

十三 初期利子

平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成三十七年三月二十日額面金額百円につき百円

十六 元利支

平成十七年四月二十八日

十七 払込期日

十八 払込期日